

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は、平成31年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、今秋10月からの消費税増税に伴う国の施策と町の影響について、2点、危険ブロック塀対策について、3点目は、今年4月から始まる中学校道徳教科化についての3点を一般質問をいたします。

まず最初に、今秋10月からの消費税増税に伴う国の施策と町の影響についてであります。

10月からの消費税10%の増税を前提に、2019年度地方財政は国によって、前年度を上回る予算が施行されようとしております。そして、2019年度の地方財政は政府の公的サービスの産業化、この路線を引き続き推し進めるものとなっており、学校や公営住宅、公共施設などの行政サービスを初め、上下水道や公立病院などの公営企業を含め、あらゆる公的サービスを集約化と広域連携へと進め、民間委託や民営化などによる企業のうけ先の拡大を一層進めようとしているのが特徴であります。そして、10月からの消費税10%への引き上げは住民の暮らしを直撃し、消費不況を一層深刻にするとともに、消費税の持つ逆進性によって、貧困と格差がますます拡大されようとしております。この消費税増税は今、増税できる経済情勢ではなく、先月の2月26日、国会での中央公聴会でも公述人からは、政府が10月に実施しようとしている消費税10%の増税について、消費低迷、経済打撃を懸念する声が相次ぎ、中止、見送りを求める主張、意見が上がったところであります。中でも公述人は、負担能力に応じた税制などを提起し、消費税増税を絶対にやるべきではない、また10月の消費税増税は見送るべきであり、2014年の8%への増税で景気回復力が非常に弱まったのではないかと、そして食料品に係る税率として日本の8%は欧州各国と比べても高く、食料品の値段が上がり、消費税増税となれば国民生活は破綻する状況になるなど指摘されたところであります。

そこで、増税に伴って行われる主な施策と町財政への影響についてお尋ねをいたします。

第1点目は、幼児教育、保育の無償化についてはどうか、2点目には、低所得者、高齢者の介護保険料の負担軽減強化についてはどうか、3点目には、低年金高齢者に支給する年金生活者支援給付金及び医療体制構築のための医療ICT化促進基金創設についてはどうか、4点目には、増税に伴う経済平準化対策としては何があるのか、5点目には、公共料金に対する町の対応についてです、6点目には、増税に伴う町の事務量の増大、職員の負担についてはどうか、7点目には、庁舎及び福祉センター建設についての負担及び公債費はどうなるのか、以上7点についてまずお伺いをいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の消費税増税に伴う国の施策と町への影響についてのご質問のうち、1点目の幼児教育、保育の無償化について答弁をさせていただきます。幼児教育無償化の趣旨は、少子・高齢化という国難に正面から取り組むため、10月からの消費税率の引き上げによる財源を活用し、子育て世代の負担軽減を講じることにより、少子化対策とするものであります。

これにより考えられる本町への影響ですが、保育料が無償化となることで、働きに出られる保護者の増加や今まで経済的な理由から子供を持たない若い世代の出生数増加も期待できることから、入所希望が増えることによる待機児童が発生することも想定されますが、現在も取り組んでいる保育士の確保について、より一層対策を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

以下、引き続き担当課長より答弁いたしますので、よろしく願いをいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の2点目、低所得者、高齢者の介護保険料の負担軽減強化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

過去に消費税が5%から8%に増税いたしました際にも、平成27年度から介護保険料所得段階の第1段階に該当する方の保険料を基準額の0.5から0.45に、保険料額で言いますと平成27年度から平成29年度までは3万2,400円から2万9,160円に、平成30年度は3万5,100円から3万1,590円に軽減してまいりました。今回の消費税増税が実施された場合につきましては、平成31年4月からは第1段階に該当する方は、基準額の0.45から0.375に、保険料額で言いますと3万1,590円から2万6,325円に、第2段階に該当する方は基準額の0.75から0.625に、保険料額で5万2,650円から4万3,875円に、第3段階に該当する方は基準額の0.75から0.725に、保険料額で5万2,650円から5万895円に軽減する予定となっております。

また、平成32年4月からは第1段階が基準額の0.375から0.3に、保険料額で2万6,325円から2万1,060円に、第2段階が基準額の0.625から0.5に、保険料額で4万3,875円から3万5,100円に、第3段階が基準額の0.725から0.7に、保険料額で5万895円から4万9,140円と段階的に軽減を強化していく予定となっております。

保険料を軽減することによって町財政への影響ですが、軽減した保険料額のうち、国が2分の1、県と町が4分の1ずつ賄うようになり、平成31年度は約410万円、平成32年度は約730万円を町が負担するようになると試算しています。次に、3点目の低年金高齢者に支給する年金生活者支援給付金及び医療体制構

築のための医療ICT化促進基金創設のご質問に答弁をさせていただきます。年金生活者支援給付金は、年金を含めた所得が一定水準より低く、経済的な支援を必要としている人に対し、年金に上乗せして支給するものです。支給要件としましては、65歳以上の老齢基礎年金受給者であること、前年の年金と所得の合計額が老齢基礎年金満額約78万円以下であること、同一世帯の全員が住民税非課税世帯であることとなっています。また、支給額上乗せ額は、月最大で5,000円、年最大で6万円となっており、対象者は全国で約800万人となる見込みで、平成31年10月以降、消費税10%への引き上げに併せて実施される予定でございます。給付金は国の予算から支出されるもので、町財政に直接の影響はないと思われませんが、施策に対する住民からの問い合わせ対応や支給申請の受け付け事務が発生するものと思われま

す。次に、医療ICT化促進基金は、医療保険のオンライン資格確認のシステム整備や電子カルテ規格の標準化に向け、医療機器等のシステム初期導入経費に対して補助を行うために、平成30年度の補正予算として厚生労働省が300億円規模の予算を計上しています。医療保険のオンライン資格確認は、医療保険の被保険者番号とマイナンバーを紐づけすることにより、被保険者番号をこれまでの世帯単位から個人単位化するもので、このシステムを導入することで保険者が変わった場合でも被保険者番号が引き継がれるため、失効保険証の使用による過誤請求や保険者の未収金が大幅に減少すると見込まれており、平成32年秋ごろから保険者による個人単位の番号の付番作業を開始し、平成33年5月ごろからオンライン資格確認が開始される予定です。電子カルテは製造販売業者によって仕様が様々でデータ連結が困難であることから、地域医療連携の大きな妨げとなっており、また価格、維持費とも高額であることから医療分野において大きな問題となっていました。現在国では電子カルテの標準化に向けた検討が進められているようです。これらの医療体制のICT化には新たなシステムの導入、構築や既存システムの改修等が必要であり、市町の電算システムについても具体的な作業内容やスケジュールは未定ですが、少なからず影響があると思われま

す。また、作業時期も消費税増税後になると見込まれることから、システム改修費等が発生した場合、町の財政負担も増税前と比べて大きくなると思われま

こうしたことから、町としましては医療ICT化促進基金などのような国や県の補助金事業等の情報収集を行い、増税による税制負担への影響を抑制出来るよう努めたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の4点目、増税に伴う経済平準化対策として何があるのかについ

て答弁させていただきます。

消費税、地方消費税率引き上げに伴う事業といたしまして、平成31年度にプレミアム付商品券を発行することになっております。プレミアム付商品券は、消費税、地方消費税率引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、下支えするため、低所得者、子育て世帯を対象として発行されるものでございます。

プレミアム率は25%で、対象者は最大2万円の購入額で2万5,000円の利用が可能となっております。

購入対象者は2つの種類がございます。

1つ目は、平成31年1月1日現在の住民のうち、平成31年度の住民税が非課税である者。2つ目は、平成31年6月1日時点の住民のうち、平成28年4月2日以降に生まれた子、つまり3歳未満児が属する世帯の世帯主の方でございます。現時点では商品券の交換、利用開始は10月上旬、商品券の交換、利用終了は1月下旬を見込んでおります。この事業につきましては、内閣府より次々と情報が入ってきている状況にあり、未確定なことが多くございます。また、個人情報を取り扱うデリケートな事業ともなりますので、細心の注意を払いながら事務を進めてまいります。

6点目、増税に伴う町の事務量の増大、職員の負担についてはどうかについて答弁させていただきます。

事務量及び職員の負担につきましては、既にプレミアム付商品券発行事業に特化した分科会が開催されるなど多くの時間及び事務量増加等の負担が生じることが見込まれますが、事務処理、広報活動に遺漏がない体制づくりを検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（岡部 登）

尾崎議員ご質問の5点目、公共料金に対する町の対応についてでございますが、10月からの消費税引き上げに備えまして、電気、水道、ガス等の公共料金並びに増税対象であるほかの経費につきましても、増税分は全て平成31年度の当初予算に算入しております。

以上、答弁とさせていただきます。

政策観光課長（河田 数明）

尾崎議員の7点目、庁舎及び福祉センター建設についての負担及び公債費はどうかのご質問に答弁をさせていただきます。

新庁舎整備基本計画の概算事業費の試算におきましては、基本計画に記載してありますとおり、消費税の増税に対応した試算としております。現在実施しておりますCM業務委託の基本設計段階及び基本設計業務委託につきましては、

8%での契約としておりますが、CM業務委託の実施設計段階及び実施設計業務委託からは、10%の消費税を想定して必要な事業費を計上しておりますので、現在想定しております公債費には影響がないと考えております。

以上、答弁させていただきます。

議員（尾崎 忠義）

公共料金であります。現在水道は企業団に移行しておるところでございますが、この消費税増税に伴いましての水道料金の値上げは当分ないのかどうかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

町長（丸尾 幸雄）

水道料金の値上げに関しましては、平成30年1月1日より、多度津町内の住民の皆様方、平均して約8%の値上げをさせていただいておりますので、今のところ値上げをするつもりはございません。

答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

先ほど高齢福祉課課長から答弁いただきました。軽減策はいろいろな面について非常に複雑でありますので、ぜひ一覧表を作成していただいて、そして該当者及び町民に分かりやすい周知方法で行っていただきたいと思ひます。要望でございます。

次に、危険ブロック塀対策についてであります。

昨年6月の大阪北部地震による通学路のブロック塀倒壊で女子児童が犠牲となった事故以来、全国でブロック塀対策が広がっております。

学校施設外の通学路などに面した私有地のブロック塀の撤去、フェンスの設置などへの自治体独自の補助制度には、国交省の防災・安全交付金が活用出来る訳であります。これまでは防災・安全交付金の基幹事業の一部としての効果促進事業だったため、交付金が事業費全体の2割以内しか使えないという制約や単独での交付申請が出来ませんでした。これが国の2018年度第2次補正予算からは、ブロック塀等の安全確保事業として独自の基幹事業に位置づけられ、制約などが解消いたしました。国交省には、これまで地方単独事業として補助してきた自治体や効果促進事業から基幹事業に転換したい自治体からの問い合わせが来ていると伺います。交付率も国は地方負担の2分の1から、国3分の1、地方3分の1、民間3分の1へと改善されている訳であります。また、交付限度額は1メートル当たり8万円と高目に設定をされました。ブロック塀の対策は、倒壊の予防や避難路の確保など防災上も重要な課題となっております。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、町内4小学校区での危険ブロック塀はおのおのどのくらいあったの

か、また、どの程度のものであったのか、危険度についてお伺いします。

2点目には、香川県では民間危険ブロック塀等撤去支援事業として、当初予算2,100万円が計上されており、そして県や市町が指定する道路等に面した民間の危険ブロック塀等の撤去費を補助する支援として、国、県、市町で5分の4以内、県では5分の1以内、合わせて最大16万円となっているが、多度津町でも補助制度を創設するということですが、その後はどうなっているのか。

3点目には、全国各地で地震が相次いでいますが、特に児童の通学路に当たる道路では緊急性を要し、今後予算での限度額の引き上げ、補助率の引き上げも含め制度の改善が必要と思うが、どうか。

4点目に、今年1月からは新たに自治体が指定する災害時の避難路に面しているブロック塀について、所有者に耐震診断が義務づけられているが、町では該当者に周知、費用などについてはどのように考えているのか、4点についてお伺いをいたします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の1点目の町内4小学校区での危険ブロック塀はおのおのどのくらいあったのか、また危険度はどの程度のものであったのかのご質問に答弁させていただきます。

危険ブロック塀については、昨年7月から8月にかけて各小学校及び保護者の皆様の協力を得ながら、通学路を中心に調査いたしました。調査の結果、多度津小学校区では21カ所が確認され、その中でもブロックの高さが高く、ひび割れ等の破損がひどいため、児童が通学する際、特に危険であると判断したのは5カ所です。豊原小学校では、17カ所が確認され、特に危険であると判断したのは2カ所です。四箇小学校区では18カ所が確認され、特に危険であると判断したのは3カ所です。白方小学校区では12カ所が確認され、特に危険であると判断したのは3カ所です。

以上、答弁とさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の2点目、民間危険ブロック塀等撤去支援事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の民間危険ブロック塀等撤去補助事業の創設につきましては、2月5日に市町担当者会議が開催され、31年度より支援事業を実施する旨、県より周知がありました。本町におきましても31年度より実施を予定しており、当初予算に計上しております。現在、交付要綱等の作成準備を進めているところであります。補助制度の内容につきましては、防災・安全社会資本整備交付金の効果促進事業を活用し、一定要件を満たす危険ブロック塀等の所有者に対して、撤去費用に5分の4を乗じた額を交付する予定であり、1件当たりの補助上限額は

16万円とし、国5分の2、県5分の1、町5分の1の補助割合の予定であります。また、本補助制度について、住民周知につきましては、4月の広報にて周知する予定にしております。

次に、2点目の児童の通学における補助制度の改善についてのご質問についてですが、現在のところ検討はしておりませんが、県、近隣市町の動向を見ながら、今後検討してまいりたいと考えます。

次に、4点目の避難路に面するブロック塀の耐震診断義務づけについてのご質問についてですが、現在本町におきましては、ブロック塀の耐震診断を義務づける避難路は指定しておりません。今後県、近隣市町等と連携を図りながら検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁のありました、町内では合計で68カ所、そして危険箇所のブロック塀が13カ所ということでございます。そういう意味におきまして、また避難路の指定はしていないということでございますが、通学路イコール避難路ということにはならないのでしょうか。そして、これは早急に指定すべきではないのかと思われまます。また、指定出来ないことに何か理由があるのかご答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今ご質問いただきました避難路の危険ブロックの義務づけについてですが、これは答弁の中にありましたように、今回は基幹事業でやっているものではございません。県の方でも今のところ基幹事業での実施は予定していないんですが、県の方では今現在避難路等の調査及び検討を進めておると聞いております。多度津町についても、今後、県と近隣市町の動向を見ながら検討してまいりたいと思いますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

先ほど私が答弁をいたしました水道料金の値上げの件でございますが、消費税分が8%から10%に上昇いたしますので、水道料金の本体部分には変更はありませんが、消費税分が増額することになりますので、その分だけ値上がりということになります。

先ほどの答弁での訂正をさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

はしょられたんですが、ブロック塀について68カ所中13カ所、つまり2割が町内では非常に危険だと言われております。そういう意味におきまして、この

危険ブロック塀が目視によって行われたのか、あるいは内部的な構造とか耐用年数とか加味してしたのか、ひとつお伺いしたいと思います。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の再質問について答弁してまいります。

危険ブロックの調査についてでございますが、基本目視による調査でございます。その目視の調査には、建設課職員等々も随行していただきながら調査をしてまいりました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、ことし4月から始まる中学校道徳教科化についてであります。

既に昨年2018年4月から、小学校で特別教科としての道徳が始まり、今年2019年4月からは中学校でも始まる訳であります。小学校での教科となった道徳が始まってまだ半年余りでもあり、教育実践で深めることが出来ない現状ですが、ここ数年道徳教育をめぐる議論には2つの流れがあります。

1つは、人権教育と道徳教育を模索する議論であり、もう一つは特別の教科として教科化された道徳に関する議論であり、この議論の共通事項は、特別の教科道徳であります。これまで教科でない人権教育の実践展開の場、時間として活用されたのは道徳の時間でありました。ところが、特別の教科道徳の誕生によって人権教育の実践展開の場、時間として道徳の時間を活用することが出来なくなるという事態を迎えた訳であります。一方、道徳の時間が特別の教科道徳に変わり、教科書ができ、教科として掲げられた目標に沿って授業を展開し、道徳性に関して子供個人々々を評価しなければならないという事態になったことでもあります。しかも文部科学省は考える道徳、議論する道徳などと称して道徳教育の新たな転換を求めております。このような意味で、特別の教科道徳の誕生によって、道徳教育の内容、方法、評価のあり方などを検討する必要性が出てきているのが現状であります。戦後教育では、日本国憲法旧教育基本法のもとで培われ、内在している人権としての教育は、近代教育の理念原則を表現していた訳でございますが、新教育基本法に移行により、教育実践全域の道徳化、つまり新自由主義教育改革、固定道徳教育化を実現するものとなっております。そして、道徳の教科化への形成過程の政策動向から、道徳の特別教科化を現代的修身教育体制化へと捉え直すことや新自由主義教育の国家統制化へ移行するものと多数の教育学者から指摘をされているところであります。そこで、戦後教育改革の変遷を歴史的かつ構造的に把握して、現在の特別の教科道徳の持つ現代的、社会的、教育的な意味、問題性を捉え直すことが今、教育現場では必要ではないかと思われまます。

そこで、お尋ねをいたします。



1点目は2019年度から始まる中学校での道徳や高校における道徳教育の扱い、考える道徳、議論する道徳の内容など実践面での検討課題は多いが、どう考えるのか、また授業内容や時間割りはどのように変わるのか。2点目に、精神主義的な道徳教育ではなく人権感覚を軸にした人権としての教育と道徳教育の関連も検討しなければならないと思うがどうか。また、生徒への影響はどうか。3点目には、中学校で使用する道徳教育の教材は、どの出版会社になるのか。4点目には、いじめ問題を契機に出された特別の教科道徳の登場は教育実践研究に関わる世代交代が進行し、人権教育論争が少なくなっている現在、内心の自由に関わる教育実践の問題点が不明確になっている点にどう対処していくのか、以上4点についてお伺いをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員のご質問にお答えします。

尾崎議員の1点目の中学校道徳における実践面での検討課題及び授業内容、時間割りはどのように変わるかについてのご質問に答弁させていただきます。

まず、実践面での課題については、学校現場では、主体的、対話的で深い学びという視点から道徳教育のあり方を問い、充実を図る授業づくりに工夫、努力しております。具体的には、自己との関わりの中で考えること、多面的、多角的に考えること、一人一人の成長を丁寧に見取る評価をすることなどが検討課題であると考えております。また、内容面ではいじめや情報モラル、性的少数者への偏見などの人権問題など現代的課題に関わる指導のあり方についても課題となっております。

次に、授業内容や時間割りについて答弁させていただきます。

現在も学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な時間、特別活動のそれぞれの特質に応じて、発達段階を考慮して適切な指導を行わなければならないと学習指導要領の総則に示されています。標準時間数は年間35時間と大きな枠組みについては従来とは変わりません。

続いて、2点目の人権としての教育と道徳教育の関連及び生徒への影響についての質問に答弁させていただきます。

教育課程の基準を示す学習指導要領に示された特別の教科道徳の目標は、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解をもとに軸を見詰め、物事を広い視野から多面的、多角的に人間としての生き方についての考えを深める学習を通じて道徳的な判断力、心情、実践意欲、態度を育てることとしています。そして、実施に当たっては道徳科を要として、学校教育全体を通じて行うものとしています。

一方、文科省は、人権教育の指導方法等のあり方の中で、人権教育は、生きる

力を学校教育において、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間それぞれの特質に応じて、教育活動全体を通じて推進させるものとしています。人権教育は教科化されていませんが、これに当たる内容例を学習指導要領の中から取り上げることが出来ます。例えば、道徳科では生命の尊さ、公正、公平、社会正義、個性の慎重などの内容に関わる学習を通じて、自他の権利や生命を尊重する感性や実践力を育成するものとしています。

また、中学校社会科公民的分野では人権尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに民主的な社会生活を営むために法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせるとしています。

教育基本法の第1条に教育の目的が示されており、そこには教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないとしております。この目標に迫るため、道徳教育、人権教育ともに学校教育活動全体を通じて行うものであり、重要な教育であります。また、教科化しているかどうかという違いはあるものの内容によっては関連をさせながら、それぞれの教育の特性と手法を生かし、生徒に人格の完成、生きる力を育むことが出来るようにしなければならないと考えています。生徒への影響については、把握していませんが、来年度の授業実践を通じて情報を得て検証していきたいと考えております。続いて、3点目の尾崎議員の中学校で使用する道徳教科書の出版会社についての質問に答弁させていただきます。

教育委員会では、中学校で使用する道徳の教科書は日本文教出版を採択しました。

続いて、4点目の若年教員の内心の自由に関わる教育実践の問題点についてのご質問に答弁させていただきます。

若年教員が占める割合が増え、教科化された道徳科について、その指導のあり方に困難さがあるのではないかという質問と捉えました。これまで一部では軽視されがちであった道徳の時間を確実に実践していくために教科化され、教科書ができ、そのことで系統的、計画的に進めることができ、道徳性を養うことが出来る・・・。

議長（村井 勉）

尾崎君、時間が来ましたので、残りの回答は後ほど文書でいただいでください。

これをもって13番 尾崎 忠義議員の質問は終わります。